

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

(注1) 社会保険における諸給付は、廃疾（障害）・老齢・遺族年金、疾病、結核、失業、労災・職業病の各保険制度及び家族手当制度に基づいていて、全国社会保障機関（INPS：Istituto Nazionale per la Previdenza Sociale）が失業給付、疾病給付を含む大半の社会保障に係る給付・保険料徴収業務を行っている。

全国社会保障機関（公法上の法人）は、イタリア最大の政府系機関であり、全国に地方機関を有する。

全国社会保障機関は、労使の保険料収入を主な財源とし、一部、国の財務支援を受けて運営されている、イタリアの社会保障制度の支柱を構成している。

1,597万人の年金受給者を所管し、年金などの社会保障に関して、2,681万人を被保険者として所管する、イタリアの民・公労働者の社会保障業務の大半を所掌する機関である。

全国社会保障機関が年金部分など、多数の分野別に徴収している各種の保険料の1つに失業保険部分保険料（DS）があるが、その料率は、産業・企業規模・労働者の種類別に細かく別れて規定されている。50人以上規模企業の労務者（生産労働者とも、operai。イタリアでは、日本の言う労働者を、事務職員（Impiegati）と労務者（Operai）とに分離して取り扱うのが習慣となっている。これはドイツでもフランスでも同じである（ドイツでは被用者（労働者）Arbeitnehmer、事務職員Angestellte、労務者Arbeiter、フランスでは事務職員employe、労務者ouvrier））では事業主負担分が賃金の1.61%、労働者負担分0%であった（2001年）。

家族手当は、全国社会保障機関の管理のもとで支給され、財源は事業主負担である。

ほかに労働関連の補償給付には、労災・職業病保険（日本の労働者災害保険に相当）の給付などがあり、労災・職業病保険は全国労働災害保険機関（INAIL；Istituto Nazionale per l'Assicurazione contro gli Infortuni sul Lavoro（労働災害保険制度を運営する公法上の法人））が管理し、事業主による費用負担（一部国庫補助）で運営されている。

イタリアの社会保障（previdenza sociale）は、多数の管掌機関ごとに年金・手当の制度が林立している点に特徴があり、またその年金・手当の財政面についても、管掌機関ごとの自前で集める保険料と、国からの財政的援助が混じり合ったり、保険料率も制度ごとにまちまちで場合が著しく多いことなど、きわめて複雑な状態になっているところに特徴がある。

(注2) 日本の市町村に相当する地方自治体のこと。人口によって日本のように市・町・村と区別されることはない。イタリアの行政機構は、中央政府—州（regione）—県（provincia）—市町村（comune）の階層の構成になっている。州は州法の制定など広範な自治権を有している。コムーネは約8,000、県は約100、州は20ある。

(注3) 国民社会政策基金（Fondo nazionale per le politiche sociali）と予算、財務法の仕組み

1997年12月27日法律第449号第59条によって、首相府（la Presidenza del Consiglio）に、社会政策基金（“Fondo per politiche sociali”）が設置されたことが始まりである。その後、1998年3月31日デクレトレッジ（注4参照）第112号第133条によって、国民社会政策基金と命名された。

基金の原資は一般租税から得られる国の一般会計である。国の一般会計は、毎年、財務法（下記参照）によって規定され、金額が確定される。

イタリアの予算（bilancio dello stato）の仕組みは複雑だが、大要次のようになっている。なおイタリアの予算年は1月1日～12月31日となっている。

- 1) 経済・財政計画文書（DPEF；Documento di Programmazione Economico—Finanziaria）
- 2) 年間予算
- 3) 複数年予算

4)財務法

1)経済・財政計画文書は、総理大臣と経済財務大臣の連名で、内閣が公表する。この計画は、4年間の国の予算の大綱を策定するためのものである。計画には、過去の経済財務情勢・政策のまとめ、中期的な経済情勢の予測などが含まれている。直近のものは2003年7月に取りまとめられた2004～2007年に係るものである。

2)この計画などを考慮に入れた上で、毎年、経済財務省が各省から予算計画を受け取り、当初予算案を作成する。

3)次いで、政府が、毎年9月30日までに、現行の法体系制度に基づいて作成した年間予算、及び向こう3年間にかかる複数年予算を提出する。これはそれぞれ法律の形式で提出し審議され、成立することとなる（イタリアは西欧諸国に多い、予算法律主義の国の1つである。日本では予算は法律と別ものと一般には考えられている。決定の仕方も一般法とは異なっている）。

財務法は、1978年に導入された制度で、複数年にわたる歳出を再調整したり、年間予算に変更・追加したりする場合の手段として作成される法律である。

従前からの法体系によって、それぞれのプログラム（施策/制度）に係る歳出額が毎年固定されている。経済・財政の変動状況に応じて、毎年の歳入・歳出を均衡させ、また、一定の政治的思惑で、既存の予算・複数年予算を修正させるための制度が「財務法」である。ほぼ毎年制定されている。これによって、予算と財務法が事実上連結されている。この財務法の制度はフランス型をモデルにしたといわれている。

「2001年財務法」、「2002年財務法」、「2003年財務法」の各法及びそれら各法によって改正を受けた予算法、関係デクレトレッジエ、関係省令などによって、国民社会政策基金の額・使用用途が逐次変更されている。

2003年に関しては、基金総額が1,716,555,931ユーロであった、このうち、

- (1) 全国社会保障機関（注1参照）には678,279,253ユーロ、
- (2) 各州及びトレント・ボルツァーノ自治県（注11参照）には896,823,876ユーロ、
- (3) コムーネには44,466,939ユーロ、
- (4) 労働社会政策省には96,985,863ユーロ

が割り当てられ、その範囲でそれぞれの機関は支出できることとなっている。

（注4）デクレトレッジエは、政府が緊急の必要がある場合に議会に代わって立法行為を行うもので、公布後60日以内に法律に転換されない場合は遡及的に効力を失う。

本文でデクレトレッジエで掲載したものは事後それぞれ法律化されているが、イタリアでは法律化された番号で呼ばずに、当初のデクレトレッジエとその番号で表示するのが通例となっている。

議会の立法権の一種の侵害ともいえる。「法律命令」、「暫定措置令」、「緊急政令」などの訳がある。

フランスのデクレロワ（*decret loi*。法律の授権に基づき、通常は議会の権限に属する領域において制定される政府のデクレ（大統領又は首相によって署名された、執行力を持った行政決定）。法律と同等の効力を持ち、現行の法律を改正することができる）に相当するものである。

この他に委任立法令（*decreto legislativo*）があり、これも議会に代わって政府が制定することのできる立法行為である。これは特定の事項を対象にして、限られた期間について、議会が政府に対して通常法律の効力を有する命令を発出する権限を法律において委任した場合、政府が当該法律に基づいて制定する。

また、共和国大統領令（*Decreto del Presidente della Repubblica*）、省令（*Decreto Ministeriale*）があり、それぞれが日本の政令、省令に相当する。

（注5）日本でいえば農協の組合員などが相当する、

（注6）労働社会政策省が所掌する地方・第一線組織である。各県単位で設置されている。労働監督、労働政策、労使関係問題を所掌する。

（注7）イタリアの3大労働組合ナショナルセンターの1つである（他の2つはイタリア労働組合連盟（*CISL*；約230万人）とイタ

2003～2004年 海外情勢報告
リア労働連合（UIL；約180万人）である。

1906年創設のイタリア最古の労働組合ナショナルセンターで、組合員数は約530万人である。国際自由労連（ICFTU）に加盟している。

なお、イタリアの労働組合には、年金受給者が非常に多いことが特徴である。

（注8）1993年5月20日デクレトレッジエによって発足した基金。労働社会政策相と財務相との合意で成立している。基金の性質については、（注3）参照。

（注9）イタリアでは、正当な事由（giusta causa）がなければ個別解雇はできない旨の労働者を保護する立法があり（1966年法律第604号。それ以前は民法典による、より弱い解雇規制。）、解雇がきわめて限定的にしか行われなくなっているが、重大な過失ある場合はその例外となり、労働者を解雇できる。

フランスの「重い非行」（faute grave）に相当する。

（注10）EUの欧州社会基金、イタリア労働社会政策省及びヴェネト州の財源により、2002年～2004年の時期限定で設置されたプログラム。事務局は大学教授などで構成される。女性の仕事と生活の調和、男女間賃金格差の是正、仕事上の男女差別の縮減を図ることで、観光・文化産業に既に従事している女性及びこれからこうした産業で起業しようとする女性の仕事及び生活の向上を図ることを目的にしている。

（注11）トレント・ボルツァーノ自治県

1919年にオーストリア領からイタリア領となったトレント（自治）県・ボルツァーノ（自治）県はドイツ系住民が多いため、ドイツ系を配慮した広範な自治権が与えられていて、他地域と異なる制度が多い。州と同じく、県法も制定できるなど、普通の県とは異なる扱いとなっている。

（注12）5（3）の事業主に対する助成措置をさす。

（注13）フランスなどで行われている労働時間貯蓄（compte epargne-temps）」の考え方に相当すると考えられる。仏の労働時間貯蓄は、労働法典L.227-1条以降に規定されており、労働協約や、企業での労使合意によって、労働者が一定の労働、特に所定時間外労働を行った場合、労働者が割り増し賃金の受領によって労働の対価を得るのではなくて、「労働時間貯蓄」に当該労働時間を計上（「貯蓄」）し、のちに労働者の希望する任意の時日にその「貯蓄」を取り崩して、その時日を労働を要さない時日にすることができるという制度を設けることができる。

参考文献

- ・ 全国社会保障機関（INPS）ホームページ
- ・ 労働社会政策省（Ministero del Lavoro e delle Politiche Sociali）ホームページ
- ・ 統計局（ISTAT）ホームページ
- ・ IPSOA—FRANCIS LEFEBVRE
“Memento Pratico IPSOA—FRANCIS LEFEBVRE Lavoro 2003”
- ・ Editore SEAC
“Contributi e agevolazioni INPS”
- ・ OECD
“Labour Force statistics 2003”

・ L.Galatino

“Diritto del lavoro” G.Giappichelli editore

・ Edizioni SIMONE

“Compendio di Diritto del Lavoro VIII Edizione”

・ Garzanti

“Enciclopedia del Diritto”

・ M.Cagarelli

“I congedi parentali” G.Giappichelli editore

・ 日本労働研究機構

「海外労働時報2003年6月号 政府による新福祉白書」

・ 吉田裕治

「会計調査研究第28号 イタリアの財政・予算と会計検査の概要」会計検査院

・ 高橋利安

「外国の立法212号 イタリア憲法第2部第5章「州、県及びコムーネの改正」国立国会図書館

・ 財務省

「平成13年6月8日財政制度等審議会財政制度分科会提出資料 海外調査 イタリア（公共事業・地方財政）」

・ (財) こども未来財団

「平成10年度 諸外国の幼児育成環境対策に関する現状調査事業海外調査報告」

・ 大内伸哉

「イタリアの労働と法」日本労働研究機構

・ De Agostini

“Diritto Dizionari Essenziali”

・ 馬場康男・岡沢憲英編

「イタリアの政治」早稲田大学出版部

・ 濱口桂一郎

「EU労働法の形成」日本労働研究機構

・ 三省堂

「フランス法律用語辞典」

・ 足立正樹編著

「新版 各国の社会保障」法律文化社

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

1 概観

イタリアでは1970年代半ば以降少子化が進行し、2001年における合計特殊出生率は1.23と、先進国中、もっとも出生率の低い国の1つになっている。

少子化が進行した原因としては、

- 1)教育期間の伸延等を背景として晩婚化や第1子出産年齢が上昇したこと、
- 2)若年失業率が高いこと（表1-22参照）から経済的に結婚生活に入る余裕が少ない者が多いこと、
- 3)子一特に複数子を出産することによって、夫婦の家計が圧迫されるであろうことに対するためらい（生活水準が低下することへのためらい）が増大したこと、
- 4)保育所が不足している等保育サービスが充実していないこと、

などが考えられる。

〈表1-22〉 若年者の失業率の推移

年	1982	1986	1990	1994	1996	1998	2000	2001	2002
男性 年齢階級合計	5.7	7.5	7.8	8.4	8.9	9.0	8.1	7.3	6.9
20～24	20.0	24.5	23.5	24.7	26.2	25.5	23.8	21.7	21.4
25～29	7.0	10.3	12.2	13.0	14.6	15.4	14.4	12.9	12.3
30～39	1.7	3.3	4.1	6.1	6.9	6.8	6.4	5.9	5.7
女性 年齢階級合計	14.0	17.8	17.6	15.4	16.1	16.3	14.5	13.0	12.2
20～24	27.5	37.0	34.5	33.9	36.9	36.4	33.3	30.2	28.9
25～29	14.6	21.3	23.4	20.7	21.7	23.4	21.2	19.4	18.5
30～39	6.7	11.1	12.7	12.3	13.8	14.2	12.8	12.0	11.2

資料出所 経済協力開発機構 “Labour Force Statistics 1982-2002”

また、政府も、ムッソリーニが国家指導者であったファシズム期（1922～1943年）に国家政策として多産を奨励したことの反動により、70年代以降の少子化傾向に対しては、第一義的には個人（夫婦）の自己決定を尊重すべきであるという考え方から、長期間介入してこなかったことも影響していると思われる。

しかし近年では、政府が少子化対策の重要性を論じるようになり、第2子以降に対する国による直接の助

成金支給制度の創設や保育所の整備に対する助成等の施策が打ち出され、少子化傾向への効果が注目される。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

2 少子化の動向

(1) 人口の動向

年齢階級別の人口の経年変化をみると、表1-23のとおりである。20歳未満の人口は1975年前後にピークを迎えた後、減少に転じ、特に1980年から1990年にかけて22.5%も減少した。その後も減少傾向が続いている。しかし、出産にもっとも影響のある20～39歳層の人数は、実数でも、人口全体の中に占める構成比でも、少子化が未だ発現していなかった1970年と、少子化が進行した2000年とを比較した場合、2000年の方がむしろ上回っている状況にある。

〈表1-23〉 年齢階級別人口の推移

〈表1-23〉 年齢階級別人口の推移

年 年齢階級	(万人、%)											
	1955	1960	1965	1970	全人口に占める割合	1975	1980	1985	1990	1995	2000	全人口に占める割合
0～19	1,631	1,202	1,685	1,708	31.7	1,749	1,714	1,578	1,329	1,217	1,128	19.6
20～39	1,444	1,554	1,516	1,519	28.2	1,517	1,536	1,628	1,708	1,765	1,735	30.1
20～24	400	403	367	410	7.6	382	404	457	453	441	363	6.3
25～29	397	386	394	354	6.6	405	379	403	464	467	444	7.7
30～34	388	386	377	386	7.2	350	402	377	411	456	470	8.2
35～39	259	380	378	370	6.9	381	350	391	381	401	458	8.0
40～	1,789	1,845	2,011	2,155	40.0	2,278	2,394	2,453	2,635	2,748	2,891	50.3

資料出所 国際連合 "The 2002 Revision Population Database"

2001年1月1日現在のイタリアの年齢階級別人口は、表1-24のようになっている。

〈表1-24〉 2001年の年齢階級別人口

〈表1-24〉 2001年の年齢階級別人口

年齢階級	人口(人)	全人口に占める割合
0～14	8,303,904	14.4%
15～24	6,601,630	11.4%
25～44	17,882,708	30.9%
45～64	14,499,840	25.1%
65～	10,555,935	18.2%
合計	57,844,017	

資料出所 イタリア政府統計局「2002年イタリア統計年鑑」

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

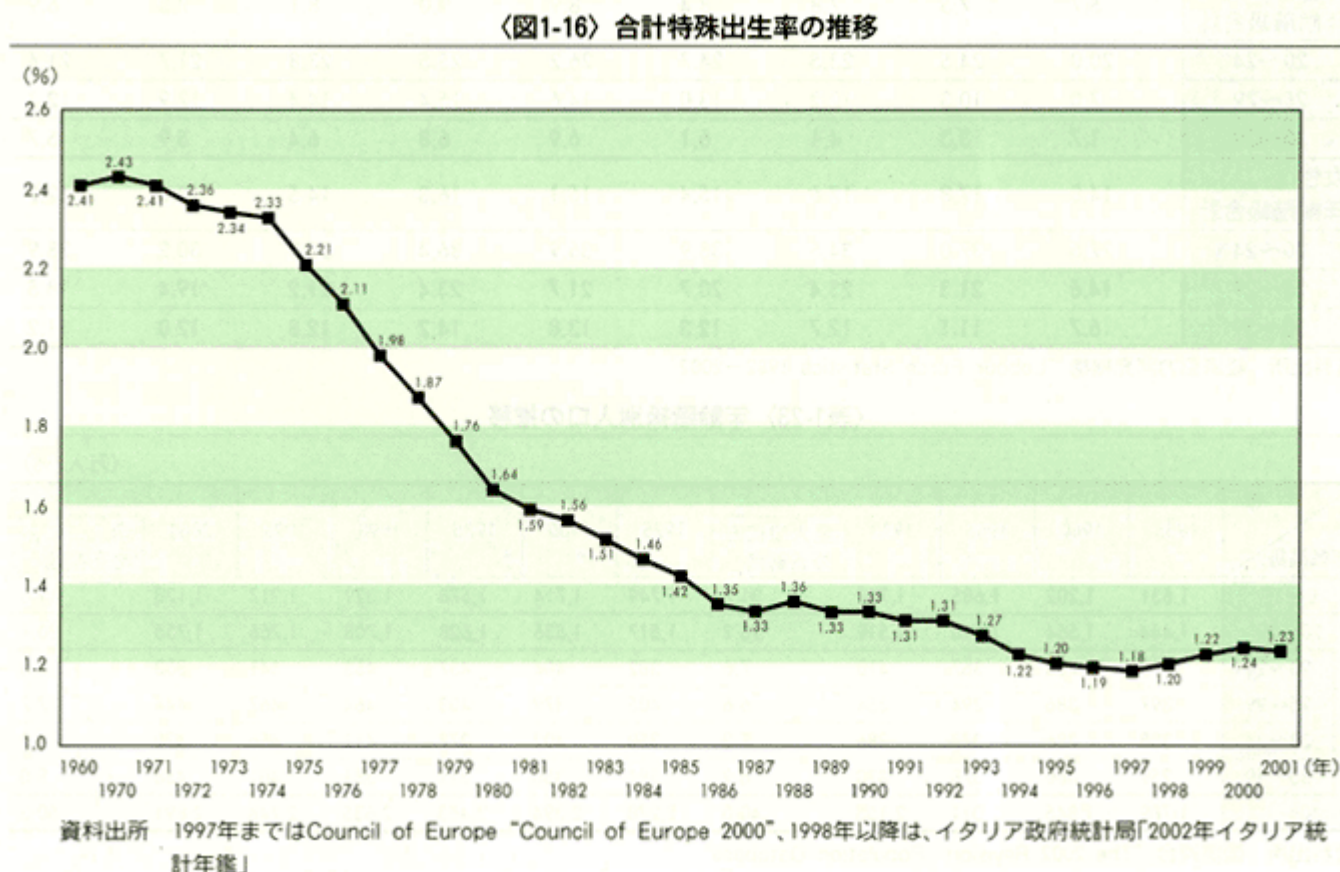
2 少子化の動向

(2) 出生率の動向

イタリアの合計特殊出生率は、1970年代半ばまで2.0を上回っていたが1977年に2.0を下回り、その後1980年代半ばにかけて急落した。その後も漸減傾向が続き、1997年には1.18と過去最低を記録した。しかし、その後は1.20～1.24の間で推移している。

1999年の出生率は1.22とEU加盟国の中では、スペイン（1.20）に次いで低い（図1-16）。

〈図1-16〉 合計特殊出生率の推移



地域別にみると、南部で多少高く、中部・北部は低い（2001年：北部1.19、中部1.15、南部1.35）。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

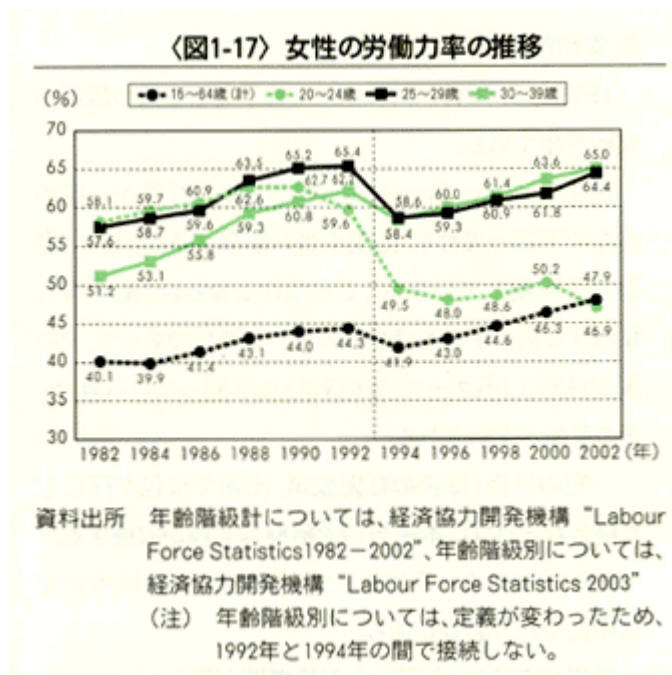
2 少子化の動向

(3) 女性の就業率の変化

イタリアの女性の労働力率は、15～64歳で47.9%（2002年）である。

一方、出産・育児にもっとも関係の深い女性の20～39歳層での労働力率の推移をみると（図1-17）、80年代に比べ、この10年間は、特に30歳台で労働力率が高まっている。

〈図1-17〉女性の労働力率の推移



〈表1-25〉 25～54歳層の女性の労働力率の最近の推移・各国比較

〈表1-25〉 25～54歳層の女性の労働力率の最近の推移・各国比較

	1990	1995	1998
伊	52.1	53.7	56.1
米	74.0	75.6	76.5
日	64.2	65.2	66.6
独	65.6	73.2	73.5
仏	72.9	77.3	77.9
英	72.9	74.0	75.1
EU	64.0	68.7	70.1

資料出所 経済協力開発機構 "Economic Survey Italy May 2000"

これは、この年齢層が、従前は多くが結婚し家庭に入ることによって労働市場から退場していたのが、最近では働き続けていることを物語っていると考えられる。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

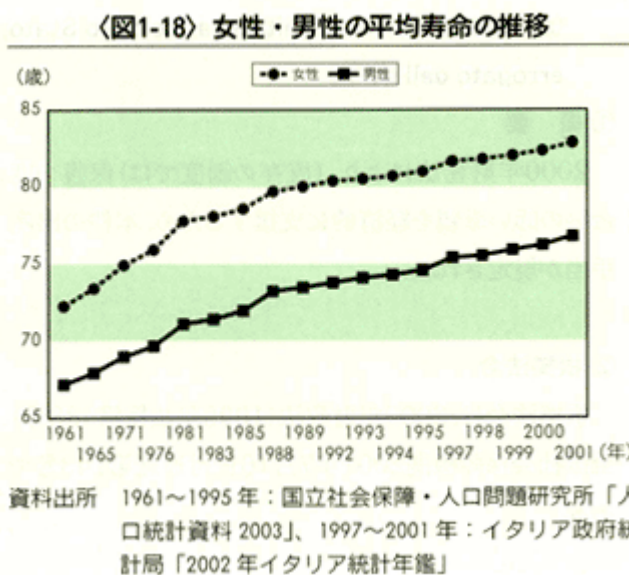
第3章 イタリア

2 少子化の動向

(4) 平均寿命

男性、女性とも平均寿命は順調に伸びている。2001年には女性の平均寿命は82.9歳、男性の平均寿命は76.8歳に達した（図1-18）。

〈図1-18〉 女性・男性の平均寿命の推移



特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

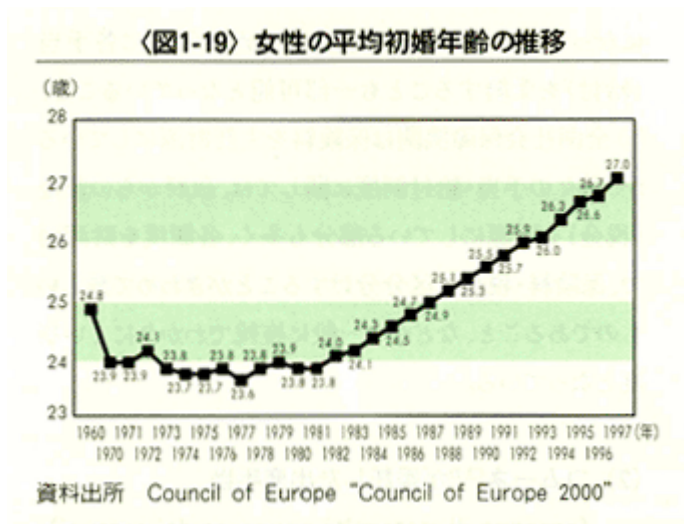
第3章 イタリア

2 少子化の動向

(5) 平均出産年齢

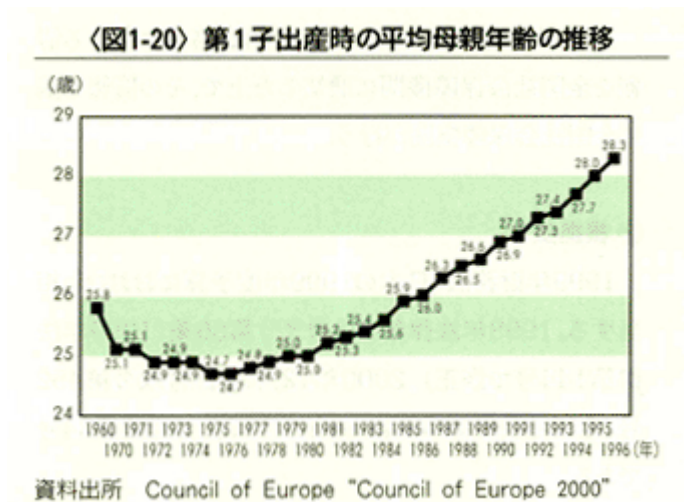
女性の平均初婚年齢は、1970年代までは23～24歳代で推移していたが、80年代に入ってからの上昇傾向が続いており、1997年には27.0歳になった（図1-19）。

〈図1-19〉女性の平均初婚年齢の推移



平均第1子出産年齢は、1970年代中葉までは低下傾向が続き、24.7歳まで低下したが、その後は上昇傾向となっており、1996年には28.3歳になった（図1-20）。

〈図1-20〉第1子出産時の平均母親年齢の推移



(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

3 育児に対する経済的支援

(1) 概要

イタリアでは、家族手当などの経済的支援は、育児に対する手当というよりはむしろ貧困対策・社会保障の数ある対象の1つとして行われてきた。手当の受給に当たっては、収入と幼児数の要件を伴うことが多い。

こうした経済的支援制度については、

- 1)多数の類似の制度が管理運営主体別などに並立していること、
- 2)内容的にきわめて類似した制度が、逐次、従前の制度をそのままにして重疊的に付け加わって創設されてきていること（例えば下記の（2）と（3））、
- 3)ほとんどの制度において実質的な支給業務は全国社会保障機関（INPS：Istituto Nazionale della Previdenza Sociale（注1））が行っているため制度間の区別がきわめて難しいものになっていること、
- 4)受給資格者が並行的に各手当（給付）を受給することも一部可能となっていること、
- 5)全国社会保障機関は保険料を主要財源にしているが、個々の手当・給付制度に関しては、政府からの資金（税金）を財源にしている部分も多く、各制度を財源面で、保険料・税金に区分分けすることがきわめて難しいものであること、

などから一般に複雑でわかりにくい制度となっている。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

3 育児に対する経済的支援

(2) コムーネ（が委託した出産手当（assegno di maternita concesso dai comuni）

1) 概要

十分な収入を得ていない出産した母親に対し、経済的支援として、出産手当（assegno di maternita）がコムーネから支給される。

支給事務自体は、コムーネが受給資格者に関する情報を全国社会保障機関に通知した上で、その情報を基に全国社会保障機関が行う。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

3 育児に対する経済的支援

(2) コムーネ（が委託した出産手当（assegno di maternita concesso dai comuni）

2) 根拠法令

1999年財務法（日本の1999年度予算におおむね相当する。1998年法律第448号（注3）第66条（1999年法律第144号で修正）、2000年12月21日付政令第452号、全国社会保障機関2004年2月17日付通達第34号である。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

3 育児に対する経済的支援

(2) コムーネ（が委託した出産手当（assegno di maternita concesso dai comuni）

3) 管理運営主体

コムーネ。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

3 育児に対する経済的支援

(2) コムーネ（が委託した出産手当（assegno di maternita concesso dai comuni）

4) 財源

財源は、国民社会政策基金（注3）である。

受給者への支払いは、全国社会保障機関が行うので、全国社会保障機関がこのために必要な財源については、労働社会政策省が同基金から毎年必要額を移転させる。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

3 育児に対する経済的支援

(2) コムーネ（が委託した出産手当（assegno di maternita concesso dai comuni）

5) 支給対象

1999年7月2日以降に出生した子どもを持つ母親が支給対象である。

世帯（nucleo familiare＝核家族）の所得が一定の水準を下回っており、出産手当に類似する手当を一定額以上受給していないことが条件となる。出産手当に類似する別の手当を受け取っている場合であって、その額が月271.56ユーロ（2003年）を下回っている場合、その差額が支給される。

一定の場合（母親の育児放棄、出産で母親が死亡した場合など）には、本手当の受給権は父親が取得する。

居住地のコムーネに対して、出産後6か月以内に受給申請を行う必要がある。

手当の支給は、全国社会保障機関が行う。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

3 育児に対する経済的支援

(2) コムーネ（が委託した出産手当（assegno di maternita concesso dai comuni）

6) 支給内容

2004年の支給額は母親1人当たり最大年間額1391.75ユーロ（2003年は1357.80ユーロ）である。

毎月278.35ユーロ（2003年は271.56ユーロ。制度発足当初は20万リラであった）が、最大で5か月、合計1,391.75ユーロに至るまで支給される。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

3 育児に対する経済的支援

(2) コムーネ（が委託した出産手当（assegno di maternita concesso dai comuni）

7) 受給状況

労働社会政策省によれば、南部での受給率が高く、南部全体では、近年、出生した子どもを持つ母親の70%程度が受給しているとされる。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

3 育児に対する経済的支援

(3) 全国社会保障機関が所掌する出産手当 (assegno per la maternita a carico dello Stato, erogato dall' INPS)

州法による出産手当 (assegno di maternita regionale)

1 概要

人口の増大と母性の支援を目的として、母親に対する経済的支援を行うために、州法で要件を定め、母親手当を支給している州がある。

2 フリウリヴェネツィアジュリア州 (伊北東部) の例 (州法2001年第4号第4条)

- ・管理運営主体はコムーネである。

- ・支給対象

支給対象は、フリウリヴェネツィアジュリア州に12か月以上居住していること、他から母親手当に類似する手当を一定額以上受給していないこと、世帯 (nucleo familiare) 収入が25,822.84ユーロを上回っていないことなどの要件を満たすイタリア国民である。

- ・支給内容

- (a) 第1子出産時：1,549.37ユーロ

双子などの多重出産時は、上記の金額とは関係なく一律5,164.57ユーロ

- (b) 第2子出産時：3,098.74ユーロ

- (c) 第3子以降、1人出産ごとに4,648.11ユーロ

支給は、それぞれの支給額に至るまで月額支給となる。毎月の支給額は、世帯所得に応じ、各出生子1人について、月額110、160、210ユーロの3とおり。

対象者は、出産後6か月以内に居住しているコムーネに請求し、支給はコムーネが行う。

- ・財政は州の一般財源である。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

3 育児に対する経済的支援

(3) 全国社会保障機関が所掌する出産手当 (assegno per la maternita a carico dello Stato,errogato dall' INPS)

1) 概要

2000年財務法により、（既存の制度では）保護の度合いの低い母親を経済的に支援するため、本件のお産手当が規定された。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

3 育児に対する経済的支援

(3) 全国社会保障機関が所掌する出産手当 (assegno per la maternita a carico dello Stato,errogato dall' INPS)

2) 根拠法令

根拠法令は、2000年財政法（1999年法律第488号）、全国社会保障機関2001年7月16日付通達第143号である。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

3 育児に対する経済的支援

(3) 全国社会保障機関が所掌する出産手当 (assegno per la maternita a carico dello Stato,errogato dall' INPS)

3) 管理運営主体

財政負担主体は国で、管理・運営主体は全国社会保障機関である。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

3 育児に対する経済的支援

(3) 全国社会保障機関が所掌する出産手当 (assegno per la maternita a carico dello Stato,errogato dall' INPS)

4) 財源

財源は、国（財務法）である。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

3 育児に対する経済的支援

(3) 全国社会保障機関が所掌する出産手当 (assegno per la maternita a carico dello Stato, erogato dall' INPS)

5) 支給対象

受給の対象となるのは、2000年7月2日以降に出生した子ども（養子とした場合を含む）を持つ母親であって、次のいずれかの要件を満たすものである。

- ・労働者であって、既に何らかの社会保障給付を受ける権利を有し、子どもの出生（養子縁組）に先立つ9～18か月の間に、少なくとも3か月以上の社会保険料納付期間があること。
 - ・元労働者（又は失業者）であって、何らかの社会保障を受ける権利を喪失した時期と、子どもの出生の時期との時期的間隔が、9か月を超えていないこと。
 - ・労働者であって、妊娠期間中に辞職したことによって労働を中断しており、子どもの出生に先立つ9～18か月の間に、少なくとも3か月以上の社会保険料納付期間（納付実績）があること。
-

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

3 育児に対する経済的支援

(3) 全国社会保障機関が所掌する出産手当 (assegno per la maternita a carico dello Stato,errogato dall' INPS)

6) 支給内容

支給内容は時金として1,671.76ユーロである（2003年1月1日から同年12月31日の間に子どもが生まれた場合）。類似の手当を受給している場合には併給調整が行われる。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

3 育児に対する経済的支援

(3) 全国社会保障機関が所掌する出産手当 (assegno per la maternita a carico dello Stato, erogato dall' INPS)

7) 受給手続

全国社会保障機関に対して、子どもの出生後6か月以内に受給申請を行う必要がある。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

3 育児に対する経済的支援

(4) 国による一時金支給制度

1) 概要

少子化の改善、特に第2子以降の子の出産が減少している状況を改めるため、政府は、第2子以降の子を出産した（養子縁組を含む）母親に対して、経済的支援として、1,000ユーロを国が「ボーナス」として支給する制度を、2003年9月30日付けデクレトレッジエ（decretolegge（注4））第269号の第21条によって創設した。これは1年間の時限措置となっている。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

3 育児に対する経済的支援

(4) 国による一時金支給制度

2) 管理運営主体

管理運営主体は、国である。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

3 育児に対する経済的支援

(4) 国による一時金支給制度

3) 財源

財源は、国である。

2003年9月30日付けデクレトレッジエ第269号の第21条で、

- 1)本件支給に関連して、全国社会保障機関の会計の中に3億800万ユーロの金額からなる特別会計 (una speciale gestione) を設ける、
- 2)本件支給に関して、2003年については、最大2億8,700万ユーロ、2004年については、最大2億5,300万ユーロの国費支出を認める、

など財源について規定している。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

3 育児に対する経済的支援

(4) 国による一時金支給制度

4) 支給対象

支給対象は、2003年12月1日から2004年12月31日までの間に、第2子以降の子どもを出産したイタリア国民又はイタリアに適法に在住している者である。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

3 育児に対する経済的支援

(4) 国による一時金支給制度

5) 受給手続

手当金額はコムーネに割り当てられる。コムーネは、支給対象となる母親に係る出生届け（養子届けも含む）を受理した場合は、全国社会保障機関に対して当該情報を提供しなければならないとされる。

母親に対する支払いは、全国社会保障機関を通じて行われる。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

3 育児に対する経済的支援

(5) 「核」家族手当（世帯手当：assegno al nucleo familiare：

ANF)

1) 概要

被用者及び被用者であった年金受給者の家族の福祉に資するため、1988年に、被用者を主対象として創設された。

未成年の子どもを持つ3人以上の家族に対し、家族構成と家族総所得に応じた手当を全国社会保障機関が支給する。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

3 育児に対する経済的支援

(5) 「核」家族手当（世帯手当：assegno al nucleo familiare：

ANF)

2) 根拠法令

根拠法令は、1988年法律第153号である。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

3 育児に対する経済的支援

(5) 「核」家族手当（世帯手当：assegno al nucleo familiare：

ANF)

3) 管理運営主体

管理運営主体は、全国社会保障機関が中心となるが、労災保険給付受給者に関しては、全国労働災害保険機関（Istituto Nazionale per l'Assicurazione contro gli Infortuni sul Lavoro：INAIL；労働災害保険制度を運営する公法上の法人）が、ジャーナリストで全国イタリアジャーナリスト社会保険機関（Istituto Nazionale Previdenza dei Giornalisti Italiani：INPGI；ジャーナリストに係る社会保障を所掌する公法上の法人）の被保険者になっている者に関しては全国イタリアジャーナリスト社会保険機関が所管する。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

3 育児に対する経済的支援

(5) 「核」家族手当（世帯手当：assegno al nucleo familiare：

ANF)

4) 財源

財源は、全国社会保障機関、全国労働災害保険機関、全国イタリアジャーナリスト社会保険機関の各財政である。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

3 育児に対する経済的支援

(5) 「核」家族手当（世帯手当：assegno al nucleo familiare：

ANF)

5) 支給対象

年収が一定水準を下回り、他の家族関連手当を受給していない、扶養家族（別にこの家族は、母親とか、新生児とかに限定されるわけではない）を有する者は、すべて支給対象となり得る。

対象者は労働者となっているが当分の間は、かつて労働者であった年金受給者、各種協同組合の構成員（soci di cooperative（注5））、公務員、公務員年金受給者、農業被用者、政党・組合の従業員、役職者（dirigenti）、家族労働者なども対象となっている。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

3 育児に対する経済的支援

(5) 「核」家族手当（世帯手当：assegno al nucleo familiare：

ANF)

6) 給付内容

給付内容は、家族の構成・収入によって異なるが、例えば、18歳未満の子どもが3人以上いる家庭で、年間総所得が19,904.35ユーロ以下の場合、月額110.58ユーロが年に13回支給される（2002年）（年に13回支給される訳は、イタリアやドイツといった西欧諸国では、クリスマス時期にクリスマス手当として1月分の賃金を日本の冬季賞与のようにして支給する事業主が多いことに関連していると考えられる）。

対象者は、事業主経由で全国社会保障機関などに申請する。年金受給者などの場合は、全国社会保障機関などに対して直接申請する。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

3 育児に対する経済的支援

(6) 家族手当 (Gli assegni familiari)

1) 概要

家族手当は、1930年代、ファシズム期に、工業部門の被用者の一部を対象に創設され、第2次大戦後、多人数家庭に対する支援を目的として対象者が逐次拡大され、被用者、公務員、年金受給者、自営業者等に家族手当が支給されるようになった。

1988年にはもっとも大きな割合を占める被用者等の部分が分離されて核家族手当（上記（5）参考）に移行したため、現在は農民及び一部の年金受給者のみが対象となり、その範囲は従前に比べて非常に小さなものとなった。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

3 育児に対する経済的支援

(6) 家族手当 (Gli assegni familiari)

2) 管理運営主体

管理運営主体は、全国社会保障機関である。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

3 育児に対する経済的支援

(6) 家族手当 (Gli assegni familiari)

3) 財源

財源は、全国社会保障機関である。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

3 育児に対する経済的支援

(6) 家族手当 (Gli assegni familiari)

4) 支給対象

農民、職人、商人（の年金受給者）であって低所得の者が主たる扶養者になっている家族が対象である。

扶養すべき子ども、兄弟姉妹、孫がいる場合、そうした者が18歳を下回っていないなければならない（そうした者が労働不能の場合は、この年齢制限なし）。扶養すべき子などが学生の場合は、この年齢制限は21歳（中等学校）ないし26歳（大学生）まで延長される。

所得制限がある（表1-26）。

〈表1-26〉 2003年の家族手当の所得制限

(核)家族構成員数	全家族手当の受給が停止となる家族年収(1-0)
2人	15,210.91
3人	19,555.12
4人	23,356.64
5人	27,158.15
6人	30,779.68
7人	34,400.66

資料出所 全国社会保障機関ホームページ

受給希望者が、全国社会保障機関に申請し、全国社会保障機関が直接支給する。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

3 育児に対する経済的支援

(6) 家族手当 (Gli assegni familiari)

5) 給付内容

対象扶養家族1人当たり月額10.21ユーロとなっている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

3 育児に対する経済的支援

(7) 出産医療費用

現在、健康保険被保険者（健康保険は、国民皆保険となっている）については、公立病院（州立や市立など）における出産医療費用が無料となっている。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

4 子育てと仕事の両立支援

(1) 概要

イタリアでは、出産休暇、育児休暇、父親休暇等が整備されており、父親休暇が整備されていることなどから、西欧諸国の中でも比較的充実していると考えられる。

また、出産休暇、父親休暇については賃金が100%、育児休暇についても賃金の30%が保障される等休暇中の給付も低い水準ではないと考えられる。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

4 子育てと仕事の両立支援

(2) 出産休暇 (congedo di maternita。 「出産に関する強制的労働抑制」 (Astensione obbligatoria) の1つとされる。)

1) 概要

女性労働者に対して、出産時に5か月の出産休暇（産前2か月＋産後3か月又は産前1か月＋4か月が原則）が与えられ、一定の場合に延長可能となっている。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

4 子育てと仕事の両立支援

(2) 出産休暇 (congedo di maternita。 「出産に関する強制的労働抑制」 (Astensione obbligatoria) の1つとされる。)

2) 根拠法令

根拠法令は、1971年法律第1204号「母親労働者保護法」、2000年3月8日法律第53号、2001年3月26日付けデクレトレッジエ第151号である。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

4 子育てと仕事の両立支援

(2) 出産休暇 (congedo di maternita。 「出産に関する強制的労働抑制」 (Astensione obbligatoria) の1つとされる。)

3) 制度の対象者及び要件

すべての労働者（事業主との関係が従属的な関係にある者全体 (lavoratori subordinati)）が対象になる。職業訓練生も協同組合の構成員も対象に含まれる。また、管理職 (dirigenti ; 管理的労働者) も含まれる。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

4 子育てと仕事の両立支援

(2) 出産休暇 (congedo di maternita。 「出産に関する強制的労働抑制」 (Astensione obbligatoria) の1つとされる。)

4) 休暇期間

a 概要

産前2か月（出産予定日から起算して、産前2か月間のこと。出産が出産予定日より遅くなった場合は、出産予定日と実際の出産日との間の日数も追加される）及び産後3か月に労働者が労働することを控えるよう、労働者及び事業主に対して義務づけている（2001年デクレトレッジエ第151号第16条）。

なお、出産予定日より早く出産した場合、出産日と出産予定日の間の日数を、産後休暇の日数に追加することはできない。

妊娠中断に関しては、妊娠180日までの中断に関しては病気休暇と同様の取り扱いとされる。多くの労働者に関しては、病気休暇の場合、全国社会保障機関が休暇中の賃金について、最初の20日間は平均賃金（平均賃金日額；RMG。病気休暇前の一定の被保険者期間に関して一定の計算式で求められた、日額基準金額）の50%を、21日目以降は66.66%を支給する。また、妊娠後180日以後の妊娠中断に関しては、妊娠中断は出産とみなされ、事業主は当該労働者の産後の労働を抑制させる義務を負う。

b 労働者は、事業主と全国社会保障機関に対して、休暇期間を繰り下げて取得することを要求することができる（繰下げ取得 (flessibilita (柔軟措置)。2001年デクレトレッジエ151号第20条))。ただし、これは医師が、休暇取得を繰り下げることについて、母子の健康に危険を及ぼさないと証明した場合に限定される。

また、次のいずれかを充足する場合には、出産休暇の繰上げ取得 (anticipazione (繰上げ))。2001年デクレトレッジエ第151号第17条、第87条) が可能となる。

- ・ 妊娠に伴う重篤な合併症又は既存の不健康な状態が、妊娠によって重篤化する可能性があるとき。
- ・ 労働又は環境条件が、母子の健康に危険を及ぼすとき。
- ・ 労働者を他の職務に移すことが困難であるとき。

出産休暇を繰上げ取得する場合の取得時期は、医師によって決定される。繰上げ取得は、原則として労働者が請求するが、事業主、医師の要求によることも可能である。

出産予定日の3か月前の時点で、その労働者の労働態様では、残りの妊娠期間中に労働者が不健康となるか、又は労働者にとって過酷なものとなると考えられる場合にも、休暇の繰上げ取得が可能であるとされており、その取得は医師の意見によって個別に決定される。

出産休暇の繰上げ又は繰下げの取得を希望する場合、労働者が県労働局（DPL：direzione provinciale del lavoro（注6））検査官（servizio ispettivo）に対して申請を行う必要がある。県労働局は、申請から7日以内にこの請求を認めるか認めないか決定しなければならない。

出産休暇については、その労働者の労働が危険なもの、困難なもの、非衛生的なものであって、その労働者を他の職務に移すことができない場合には、労働者本人の意向により、出産後7か月まで延長することができる。

事業主が延長に同意しない場合、労働者が県労働局に対し請求することによってこの延長を行うことができる。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

4 子育てと仕事の両立支援

(2) 出産休暇 (congedo di maternita。 「出産に関する強制的労働抑制」 (Astensione obbligatoria) の1つとされる。)

5) 休暇中の給付 (出産休暇に係る手当 (出産手当 : indennita di maternita))

a 概要

出産休暇を取得する労働者に対して、休暇前の賃金の80%を出産手当として給付する。

b 根拠法令

根拠法令は、全国社会保障機関1998年6月24日付通達第135号、1971年12月30日付け法律第1204号、1977年12月9日付け法律第903号、2000年3月8日付け法律第53号、2001年3月26日付けデクレトレッジ第53号等である。

c 管理運営主体

管理運営主体は、全国社会保障機関である。

d 財源

財源は、全国社会保障機関であり、一部国から財政補助が行われている。

e 支給対象

支給対象となる者は、出産休暇を取得しようとする労働者である。

f 支給手続

支給を求める労働者は、出産予定日の2か月前までに、妊娠を証する医師の証明書と、出産手当 (indennita di maternita) 請求書を、全国社会保障機関又は全国社会保障機関と事業主との双方に提出

しなければならない。

労働者の種類が自宅労働者（*lavoratori a domicilio*：自宅など労働者自らが提供する場所において、事業主の直接の指揮・監督・命令を受けることなく労務を行う労働者、家内労働者）や農・漁業労働者、自営労働者（自営業者。*Lavoratori Autonomi*：個人経営を行う者）である場合、労働者は全国社会保障機関に医師の証明書等を提出し、全国社会保障機関が労働者に手当を直接支給する。それ以外の場合（こちらが主体）、労働者は事業主と全国社会保障機関の双方に医師の証明書等を提出し、事業主が労働者に支給し、事後的に事業主が全国社会保障機関から清算（還付）を受ける。

g 支給内容

出産休暇中に休暇前賃金の80%相当額が支給される。この他に、労働者の多くが適用されている労使間の全国労働協約において、残りの20%分も含めて100%の賃金を保障する旨定めていることが多く、結局、大半の労働者が100%の賃金を保障されている。

なお、産業別全国労働協約により、出産休暇中の賃金の取り扱いについて、例えば以下のように規定されている。

a) 農業

出産休暇中に関し、休暇前の賃金の100%を支給する。

b) 自動車貨物輸送・物流

出産休暇中に関し、第1～4月目は休暇前の賃金の100%を、第5月目は同80%を、第6月目は同50%を、第7月目以降は同30%をそれぞれ支給する。

c) 履物産業

生産労働者に関しては、出産休暇中に関し、休暇前の賃金の90%を支給する。生産労働者と事務的労働者の中間的労働者及び事務的労働者に関しては、同じく、休暇前の賃金の100%を支給する。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

4 子育てと仕事の両立支援

(3) 父親休暇 (congedo di paternita) (出産に関する強制的労働抑制 (Astensione obbligatoria) の1つ)

1) 概要

男女均等をうたうEUの考え方に合わせる形で、イタリア政府は、育児について、父親が、より大きな役割を果たせるようにするため、2000年3月8日法律第53号で父親休暇を認めた。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

4 子育てと仕事の両立支援

(3) 父親休暇 (congedo di paternita) (出産に関する強制的労働抑制 (Astensione obbligatoria) の1つ)

2) 根拠法令

根拠法令は、1971年法律第1204号「母親労働者保護法」、2000年3月8日法律第53号、2001年デクレトレッジ第151号である。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

4 子育てと仕事の両立支援

(3) 父親休暇 (congedo di paternita) (出産に関する強制的労働抑制 (Astensione obbligatoria) の1つ)

3) 制度の対象者及び要件 (2001年デクレトレッジェ151号2条c1号)

次のいずれかの要件をみたす場合、父親は、母親の有する出産休暇権全体を取得することも、一部を取得することも可能である。

- ・ 母親が死亡又は重病となったとき。
 - ・ 母親側が子の養育を放棄したとき。
 - ・ 父親が子を預かっていて、独占的に子の養育を行っているとき。
-

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

4 子育てと仕事の両立支援

(3) 父親休暇 (congedo di paternita) (出産に関する強制的労働抑制 (Astensione obbligatoria) の1つ)

4) 休暇期間

上記 (2) 4)と同じ。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

4 子育てと仕事の両立支援

(3) 父親休暇 (congedo di paternita) (出産に関する強制的労働抑制 (Astensione obbligatoria) の1つ)

5) 休暇中の給付

出産休暇と同じ。ただし、手続で提出しなければならない書式に、母親が死亡若しくは重病の場合又は子どもを父親が独占的に (単独で) 養育している場合は、その状況を証明する書面がつけ加わる。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

4 子育てと仕事の両立支援

(4) 両親休暇 (congedi parentali ; 育児休暇) (育児に係る「任意的労働抑制 (astensione facoltativa))

1) 概要

子どもが満8歳に達するまでの間、両親は合計10か月（母親は最大6か月、父親は最大7か月）の育児休暇を取得できる。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

4 子育てと仕事の両立支援

(4) 両親休暇 (congedi parentali ; 育児休暇) (育児に係る「任意的労働抑制 (astensione facoltativa))

2) 根拠法令

根拠法令は、デクレトレッジエ2001年第151号第32条、全国社会保障機関2000年6月6日通達第109号、労働省通達2000年7月19日付け第53号、全国社会保障機関2003年1月17日通達第8号などである。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

4 子育てと仕事の両立支援

(4) 両親休暇 (congedi parentali ; 育児休暇) (育児に係る「任意的労働抑制 (astensione facoltativa))

3) 制度の対象者及び要件

制度の対象者及び要件は、子どもが満8歳に達するまでの両親である。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

4 子育てと仕事の両立支援

(4) 両親休暇 (congedi parentali ; 育児休暇) (育児に係る「任意的労働抑制 (astensione facoltativa))

4) 休暇期間

子ども1人について、その子どもが8歳に至るまで、両親は合計して10か月（父親が3か月以上連続して休暇権を行使する場合には11か月）を超えない範囲で、任意の期間休暇を取得する権利を有する。

母親については、出産休暇（(2) 参照）を終えた後、引き続き6か月を超えない期間の育児休暇を取得できる。

父親については、子どもが出生してから、6か月を超えない期間を取得できる。ただし、父親がこの権利を3か月以上連続して行使する場合には、この期間は7か月に延長することができる（連続した育児期間をできるだけ取得可能とする配慮と考えられる）。

親が一人親の場合は、10か月を超えて取得できない。

合計期間の範囲内であれば、この休暇は連続して取得することも、断片的に取得することもできる。

父親、母親とも、もう一方の親がこの権利を有しているかどうかにかかわらず、この権利を行使することができる。また、父親・母親が同時に各人の休暇権を行使することが可能である。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

4 子育てと仕事の両立支援

(4) 両親休暇 (congedi parentali ; 育児休暇) (育児に係る「任意的労働抑制 (astensione facoltativa))

5) 手続

この休暇の取得を希望する両親は、休暇を取得する15日前までに事業主に対し休暇期間を特定した上で所定書式を全国社会保障機関及び事業主の両者に提出しなければならない。

休暇を複数回に分割して取得しようとする場合は、その都度提出する必要がある。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

4 子育てと仕事の両立支援

(4) 両親休暇 (congedi parentali ; 育児休暇) (育児に係る「任意的労働抑制 (astensione facoltativa))

6) 休暇中の手当 (賃金) の取り扱い

両親休暇期間中は、賃金の30%相当額が全国社会保障機関から支払われる。まず事業主が労働者に支給し、事後的に事業主が全国社会保障機関に請求する。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

4 子育てと仕事の両立支援

(5) 日々の休息 (Riposi giornalieri)

1) 概要

母親労働者は子どもが満1歳になるまで、育児のために、有給で1日一定時間、育児のため職場を離れる時間が認められ、帰宅して子どもの面倒をみることができる。この時間は労働時間とみなされる。

母親が授乳するための時間と考えることができる。

前述の出産休暇、父親休暇のような「強制的労働抑制」が、事業主に対してだけでなく、労働者に対しても労働に就くことを抑制するよう強制しているのとは異なり、事業主が労働者に対して与える「休暇（恩恵）」（Permesso）であるため、労働者が請求した場合にのみ事業主は休暇（休息）を付与すれば足りる。

介護休暇（congedi di cura）ともいう。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

4 子育てと仕事の両立支援

(5) 日々の休息 (Riposi giornalieri)

2) 根拠法令

根拠法令は、1971年法律第1204号「母親労働者保護法」、2000年法律第53号「父性と母性の支援、介護と訓練の権利、都市時間の調整法」第13条、2001年デクレトレッジエ第151号第39条から第41条まで、全国社会保障機関2000年6月6日付通達第109号である。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

4 子育てと仕事の両立支援

(5) 日々の休息 (Riposi giornalieri)

3) 制度の対象者及び要件

母親労働者は、子どもが1歳に達するまで、有給の「日々の休息」を受ける権利を有する。休息時間中は、企業外に出ることも可能である。この休暇の時間帯は、労働時間とみなされる。

休息時間は、1日当たり労働時間が6時間以上の場合、1日2時間（1時間の休息2回）、1日当たり労働時間が6時間未満の場合、1日1時間（休息1回）である。

次の要件を満たす場合は、父親労働者についても、同様にこの休息を取得する権利を有する。

- ・母親が労働者でないとき。
- ・子どもの養育を父親が1人で行っているとき。
- ・母親労働者がこの権利を自己の選択で行使しない場合や、母親が従属的労働者でなく、この権利を有していない場合（ただし、出産休暇又は両親休暇を取得中のために、母親がこの権利を行使しない場合を除く。）。
- ・母親が死亡又は重病であるとき。

なお多重出産の場合には、出生子の数とは関係なく、一律に1日当たりの休息取得可能時間が2倍になる。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

4 子育てと仕事の両立支援

(5) 日々の休息 (Riposi giornalieri)

4) 手続

女性労働者の場合、事業主に日々の休息時間を取得することを届け出る。一方、父親労働者が取得する場合は、必要な証明を添えて事業主と全国社会保障機関双方に対して申請を行う必要がある。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

4 子育てと仕事の両立支援

(5) 日々の休息 (Riposi giornalieri)

5) 日々の休息に係る給付

休息中の賃金の全額を国が負担する（まず事業主が労働者に支給し、事後に事業主がその分を全国社会保障機関に対し請求する）。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

4 子育てと仕事の両立支援

(6) 勤務時間等に配慮する短縮の制度

法制度としては、日々の休息以外の制度は存在しない。

しかし、2000年法律第53号（「母性と父性の支援のため及び育児・介護及び訓練の権利と、都市での時間の調整のための措置」）によって、1)8歳までの子を有する父親労働者又は母親労働者のために、労働時間を柔軟化したり、労働態様を変更したり、パートタイム労働化したり、テレワークを導入したり、事業所出退時間を柔軟化したりする、2)（長期）休暇の後に労働者の職場復帰対応のための訓練を実施する、などの措置を、労使で協約・協定を結び実行に移した事業主に対して、雇用基金（Fondo per l'occupazione（注7）参照）から、最大で年間400億リラ（2000年当時の金額で約20億円）までを用意し、助成することとされている。

この法律を受けて、2001年5月15日付け労働社会保障省省令で、2000年に400億リラ、2001年に400億リラの支出額が確保された。

こうして法制度は整備されたが、これに応じて、実際に事業主が労働時間の柔軟化などの勤務時間に配慮した措置を行ったかどうかについては資料がなく、また助成の手続き・実績についても不詳となっている。

イタリア最大の経営者団体で日本の日本経団連に相当するコンフィンドゥストリアでも、そのような企業は把握していないとしている。

また、コンフィンドゥストリアは、イタリアの事業主の賃金以外費用の負担が既に巨額になっていることを挙げ、こうした育児に配慮した勤務時間の短縮を政府が事業主の負担で行わせるようなことになるとしたら、強く反対するとしている。コンフィンドゥストリアによると、企業の税負担は、国内総生産の4.1%と、欧州連合平均の2.8%より重く、また企業の雇用する労働者のための社会保障負担は、国内総生産の9.1%と、欧州連合平均の6.3%より重く、これ以上のさらなる企業負担は、外国におけるイタリア企業の競争力に悪影響を及ぼすという。

一方、労働組合（イタリア労働総同盟、CGIL；Confederazione Generale Italiana del Lavoro（注8））によれば、一部の企業（家具の販売チェーン店で本社スウェーデンの株式会社イケアなど）が、育児中の母親労働者に配慮した勤務時間の短縮制度を備えているとしている。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

4 子育てと仕事の両立支援

(7) 子どもの病気に係る休暇 (congedi per la malattia del figlio)

1) 概要

子どもが病気の場合に、介護をするために休暇を取得できる。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

4 子育てと仕事の両立支援

(7) 子どもの病気に係る休暇 (congedi per la malattia del figlio)

2) 根拠法令

根拠法令は、2001年デクレトレッジエ第151号第47条である。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

4 子育てと仕事の両立支援

(7) 子どもの病気に係る休暇 (congedi per la malattia del figlio)

3) 休暇対象者及び要件

休暇対象者及び要件は、8歳未満の子どもを持つ親である。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

4 子育てと仕事の両立支援

(7) 子どもの病気に係る休暇 (congedi per la malattia del figlio)

4) 休暇期間

子どもが満3歳に達するまで、親は、もう一方の親が介護できる状況にある場合などを除き、際限なく休暇を取得できる。

子どもが3歳から8歳までの間は、親1人につき年間5日間を上限とする。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

4 子育てと仕事の両立支援

(7) 子どもの病気に係る休暇 (congedi per la malattia del figlio)

5) 手続

この休暇の取得を希望する両親は、医師の証明を添えて事業主に届け出る必要がある。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

4 子育てと仕事の両立支援

(7) 子どもの病気に係る休暇 (congedi per la malattia del figlio)

6) 休暇中の給付

休暇中は無給であり、国からの給付もない。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

4 子育てと仕事の両立支援

(8) 事業主の義務

1) 差別禁止（2001年デクレトレッジエ第151号第3条）

妊娠している、あるいは母親であるという理由で労働者に雇用上の差別を行うことは禁止されている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

4 子育てと仕事の両立支援

(8) 事業主の義務

2) 妊娠している労働者の労働条件（2001年デクレトレツジェ第151号第6、7、11、12条）

事業主は、妊娠している労働者のために、出産の前後に保護を与え、妊娠中の労働をより楽にすることを奨励されている。母親労働者に係る保護は、妊娠開始から子どもが7か月に至るまで継続する。

また、母親労働者を運輸業、重量物の持上げ、危険な職務、体力を消耗させる職務、不衛生な職務に従事させてはならない。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

4 子育てと仕事の両立支援

(8) 事業主の義務

3) 夜間労働禁止 (2001年デクレトレッジエ第151号第53条)

妊娠中及び出生した子どもが1歳に至るまで、職務態様にかかわらず、女性を夜間24時以降6時まで労働させることは禁じられる。

このほか、事業主は、次の者に係る夜間労働を義務づけてはならない。

- ・ 3歳未満の子どもを養育する母親労働者又は母親の代わりに子どもの養育にあたる父親労働者。
 - ・ 母親又は父親労働者であって、単親として12歳未満の子どもを養育している労働者。
-

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

4 子育てと仕事の両立支援

(9) 雇用上の地位の保障

1) 概要

出産や子どもの養育に関して、父親労働者及び母親労働者は、特別の権利を認められている。

出産休暇・父親休暇（強制的労働抑制）、両親休暇・日々の休息（任意的労働抑制）、子どもの病気に係る休暇を取得した者について、休暇取得前の雇用上の地位が保障されている。

出産前後の解雇のみならず、任意的労働抑制、子どもに係る病気介護休暇の取得を要求したり、あるいは取得したことを理由とする解雇も無効と規定している。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

4 子育てと仕事の両立支援

(9) 雇用上の地位の保障

2) 根拠法令

根拠法令は、2001年デクレトレッジエ第151号第54条、第56条である。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

4 子育てと仕事の両立支援

(9) 雇用上の地位の保障

3) 解雇禁止規定

母親労働者に関して一般に解雇禁止、父親労働者に関して一定の場合に解雇禁止を規定している。

母親労働者については、妊娠開始から、子どもの出生後満1歳に至るまで解雇が禁止される。解雇禁止期間の始期は、妊娠を証明する書類での出産予定日を300日遡った日と推定される。

父親労働者については、父親休暇を取得したとき、当該休暇期間中から、子どもが満1歳に至るまで、解雇が禁止される。

事業主が解雇したとしてもその解雇は無効とされる。

なお、労働者に「重大な過失」(colpa grave (注9))があるなど雇用関係を解消することに正当な事由がある場合、企業活動の中止の場合等には、解雇禁止の規定が適用されない。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

5 保育サービス

母親の要望

ツェリスモドマーニが、2003年にヴェネト州東部の観光・文化産業に従事している（た）母親を対象に行った調査によれば3歳未満の乳幼児を保育している母親が必要としている支援は次のとおりとなっている。

希望する支援

希望する支援	%
労働時間の柔軟化	38
もっと経済的な保育サービス	38
労働時間の短縮	35
高齢者・障害者の介護に係る支援	24
パートナー(配偶者)のより大きな支援	15
家事・育児支援	9
より柔軟な保育サービス時間	6
(パートナー以外の)家族の支援	3

重複解答

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

5 保育サービス

(1) 概要

イタリアでは希望者がすべて入所できるほど保育サービス整備が進んでいないと考えられる（入所待機者の公的統計がないので断言はできないものの、例えば2001年には、ローマ市の市立保育所が148か所で収容人員は8,242人であったところ、入所希望者数は、11,229人と収容人員を上回っているし、表1-29の入所待ちリスト者の数が示すように、全国では需要が供給を上回っていると考えられる）。

3歳未満の子ども全体に対する公的・私的保育所入所者定数の割合は全国で約6%であるとされ、このため多くの親が子どもの保育に関して、親族の助けに大きく依存しているといわれている。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

5 保育サービス

(2) 施設サービス（保育所（asili nido））

1) 概要

イタリアにおける保育所は、ファシズム期に全国母子機構（ONMI；干拓事業、植民地開拓などを進め、社会改革をめざしたムッソリーニが、社会の低辺層の生活向上のために、社会政策の一環として1925年に創設した機関。同機関は、母親労働者の権利の保護、不正に行われる育児に対する規制など、育児に係る監督機関としての役割も果たした）によって全国展開された公立保育所が出発点となった。

1971年法律第1044号において、公立保育所は「女性の就労を容易にし家庭を援助するため」のものと定義された。この法に基づき、各州が州法により保育所に関する基準を設け、計画を策定し、財源を確保してこれを整備し、市町村がその運営を行うこととされた。1971年第1044号法によって、1975年までに全国で約3,800の公立保育所の整備が目標とされたが、実際に整備された保育所は目標を大きく下回った。

1991年から私立保育所が認められるようになり、次第に増加している。

また、慢性的な保育所不足に対処するため、中央政府は1997年法律第285号により、新規保育所の設置等に資する約9,000億リラ（当時約450億円）の追加財政措置を講じ、地方（コムーネ）を支援している。

近時、地方の公立保育所などで、保育時間帯の延長、対象時年齢の拡大等の試みが、見られる。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

5 保育サービス

(2) 施設サービス（保育所（asili nido））

2) 管理運営主体

公立保育所は、市町村が管理・運営を行っている。私立保育所は、教会や企業が運営している他、近年では労働組合、集合住宅や私立学校による運営が行われている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

5 保育サービス

(2) 施設サービス（保育所（asili nido））

3) 財源・料金

公立保育所の開設費用については、国が州政府を經由して市町村に助成している。助成金額は、2002年に5000万ユーロ、2003年に1億ユーロ、2004年に1億5000万ユーロと最近増大している。

料金は、親の所得に応じて決められ、低所得者や失業者の子どもは無料で預けることができる。

ボローニャ市（エミリア ロマーニャ州の州都。人口約40万）の各種保育所の料金の例は、表1-27のとおりである。

〈表1-27〉ボローニャ市保育所（市立、民営双方）保育料金表（2003年、1か月当たり）

〈表1-27〉 ボローニャ市保育所(市立、民営双方)
保育料金表(2003年、1か月当たり)

(ユーロ)

世帯年間所得(注)	月～金営業の保育所		幼児スペース
	フルタイム 保 育 所	パートタイム保 育所(食事付き)	
0～516.96	0	0	0
516.97～1,162.53	15.49	11.62	3.10
1,162.54～1,549.88	20.66	15.49	4.13
1,449.89～1,937.22	25.82	19.37	5.16
1,937.23～2,324.56	30.99	23.24	6.20
2,324.57～2,711.91	36.15	27.11	7.23
2,711.92～3,099.25	41.32	30.99	8.26
§	§		
10,071.43～10,458.76	139.44	104.58	27.89
10,458.77～10,846.10	144.61	108.46	28.92
§	§		
14,719.54～15,106.87	201.42	151.06	40.28
15,106.88～15,494.21	206.58	154.94	41.32
§	§		
20,142.34～20,529.67	273.72	205.29	54.74
20,529.68～20,917.01	278.89	209.17	55.78
§	§		
25,952.48～26,339.81	351.19	263.39	70.24
26,339.82～26,726.64	356.36	267.27	71.27
26,726.65～	361.52	271.14	72.30

資料出所 ボローニャ市ホームページ

(注) 世帯年間所得とは、家族単位でその家族の経済状況を把握するために計算上求められた金額で、各種社会手当の支給の際の計算の基礎となる。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

5 保育サービス

(2) 施設サービス（保育所（asili nido））

4) 利用資格

入所対象は生後3か月から3歳未満の幼児である。入所は、保育所の空き状況、親の所得・家族構成によって総合的に判断される。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

5 保育サービス

(2) 施設サービス（保育所（asili nido））

5) 利用状況

1992年の保育所の数は、2,326か所、うち公立保育所が2,180か所（定数97,564人）、私立保育所が146か所（定数約5,000人）であった。

2003年の保育所は公私立合計で3,008か所（うち私立604か所；全体の構成比20.1%）となっていて、保育所全体に占める私立保育所の割合は、全体の1割弱（1992年）から全体の約2割（2003年）までに伸びている。

エウリスペス（EURISPES。エウリスペスは、1982年に設立され政治・経済・社会・訓練の問題についての研究機関であったIspes（Istituto di Studi Politici Economici e Sociali。政治経済社会研究機構）が、1993年に改組されてできた、営利を目的としない学術研究機関である。ローマにあって、アンケート調査などを行っている）が2003年に行った調査によると、私立保育所の保育所全体に対する比率がもっとも高いのは、ボルツァーノ自治県で43.7%、ヴェネト州で52.2%、カンパーニャ州で52.9%、カラブリア州で45%などとなっている。

また同調査では、保育所の空き待ち幼児が多く、全国では入所希望幼児の3人に1人（32%）が入所待ちの状態とされる。入所希望幼児全体に占める入所待ち幼児の割合を地域別で見ると、トレンティーノアルトアディジェ州で約60%、リグリア州で55.8%、ヴァレダオスタ州で51.7%などで高くなっている。こうした50%以上の州では、入所待ちの幼児数が、入所を認められる幼児数を上回っているということになる。他の州でも、ヴェネト州で41.5%、フリウリヴェネツィアジュリア州で37.8%、トスカーナ州で34.9%、ラツィオ州で36.5%、サルデーニャ州で33.7%などと高くなっている。

実際の保育所の設置状況について一部を示すと、ピエモンテ州（伊北西部、人口約430万人、州都トリノ）とボルツァーノ（自治）県（伊北東部、人口約46万人、県都ボルツァーノ）での保育所の設置状況は、それぞれ表1-28、表1-29のとおりである。

〈表1-28〉ピエモンテ州保育所の実態（1999～2000年）

〈表1-28〉 ピエモンテ州保育所の実態(1999～2000年)

(所、人)

県名	① 保育所数		② 入所定数	③ 1999年末時点の0～2歳人口	④ ②/③×100(%)
	市町村立	民間			
トリーノ	96	40	6,830	44,600	
アレッサンドリア	18	3	836	7,456	
アスティ	8	0	383	3,798	
ビエッラ	18	3	755	3,336	
クーネオ	9	4	576	12,272	
ノヴァラ	25	4	1,053	6,802	
ヴェルバニア	9	1	410	3,399	
ヴェルチェッリ	12	1	434	3,286	
計	251		11,277	103,366	10.9
	195	56			

資料出所 ピエモンテ州政府社会政策局保育課

〈表1-29〉 ポルツァーノ自治県内保育所の実態(1999～2000年)

〈表1-29〉ポルツァーノ自治県内保育所の実態(1999～2000年)

(所、人、%)

コムーネ名	ホルツァーノ (ポーツェン)	プレッサノネ (ブリクセン)	ライプス (ライファース)	メラノ (メラン)	計
① 保育所数	10	1	1	1	13
② 収容能力	371	49	60	60	540
③ 0～2歳児人口 に対する②の比	14.2	7.6	11.7	6.4	3.4
④ 入所申込者数 (12月31日時点)	365	47	45	59	516
⑤ 入所待ちリスト 幼児者数	222	—	41	57	320
⑥ 保育所職員数	91.7	8.1	9.8	15.0	124.6

資料出所 ポルツァーノ県統計局(ASTAT)「2003年統計年鑑」

(注) ⑥に小数点の数値があるのは、パートタイム労働者の職員について、フルタイム労働者の労働時間を1人としたときの人数で計上しているため。

労働組合(CGIL)は、私立保育所に関して、従前は私立制度そのものにも反対の態度であったが、近時はその有用性を評価して、保育内容が地域(の公立)保育所の保育内容に沿っているものであれば、積極的に認めていきたい、としている。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

5 保育サービス

(2) 施設サービス（保育所（asili nido））

6) 幼児スペース（spazi bambini）

幼児の保育の増進を図るために制定された「乳幼児の権利と機会増進の規範」法（1997年法第285号）を受けて、各州が新しい保育施設の整備を開始している。

例えば、イタリア中部のエミリアロマーニャ州では、「幼児のための保育サービスの問題のための規範」（2000年州法第1号）（“Norme in materia di servizi educativi per la prima infanzia”）により新しい保育施設制度「幼児スペース」を導入した。これは、開園時間帯の点、機能がより限定的である点、食事の提供がない点、幼児のお昼寝の時間がない点などで、パートタイム保育所と区別している。

しかし行っている内容は保育所であり、簡易版保育所と考えることができる。

この幼児スペースは、生後12～36か月の幼児を受け入れ、1日当たり5時間未満の保育を行う施設である。昼食及び昼寝の時間はない。

例えばラヴェンナ市（エミリアロマーニャ州内。人口約14万人、県庁所在地）には当該施設が1件ある。

他の地方自治体、例えばローマ市でも、保育所不足解消のために、マイクロ保育所、幼児スペースが設置されている。

こうした施設については、一般の保育所では施設・職員の整備が大がかりなものとなって、開園時間など小回りが利かない（多くの保育所は17時30分には閉園する。例えばピエモンテ州では長時間開園タイプの保育所は、7時30分から17時30分まで開園し、短時間開園タイプの保育所は、7時30分から14時30分まで開園となっている）弊害を避ける意味合いもあると考えられる。

民間の業者で都市部を中心に同様のサービスを実施しているところがあり、「ベビーパーキング」などと呼ばれる。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

5 保育サービス

(3) 保育所整備を行う事業主に対する助成

政府は、保育所の整備を推進するため、2003年1月から、職場内に保育所や小型保育所（asilo nido, micronidi）を設置する事業主に対する助成制度を創設した。

内容は、12万5000ユーロを上限として、最高で建設費の8割までを国力補助し、補助金の半額を建設後8年間で返還させるという制度である。

約200の事業主が申請しているが、マイクロソフト、IBM、イケア、オリヴェッティなど、大企業・外国企業が多い。

本制度においては、事業主の申請手続は国に対して行われることになっている。

伊労働社会政策省雇用均等未成年者局（Direzione Generale Tematiche Familiari Sociali e tutela dei Diritti dei Minori）の担当官によれば、「イタリアの企業は、これまで職場内に保育所を置くことをあまり考えてこなかった」が、そのような事業主の考えを改め、企業に（育児などに係る）社会的責任をより自覚してもらうことが、この制度発足の目的の1つである。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

5 保育サービス

(4) 在宅サービス（ベビーシッター）

民間の業者でベビーシッター紹介などのサービスを実施しているところがある。

政府は、保育サービスの多様化のため、2001年からは保育のために家庭労働をベビーシッターなどに外注した場合、年間1,550ユーロまでを所得税控除（所得税確定申告に当たっての税額計算式における「所得」の計算からその分を差し引くもの。共和国大統領令1986年12月22日917号第10条第2号に記述されている。大統領令には300万リラと記述されていて、正確には1549.37ユーロ）の対象にしている。

ベビーシッターの利用実績は統計がないため不詳だが、例えば観光業に従事する、3歳未満の乳幼児を抱える母親に対し、保育上の問題点・要望などを調べたインタビューでは、「保育に関して、保育所などを利用している」が21%、「祖父母に依頼している」が32%、「自分たち両親で行っている」が41%、「ベビーシッターを利用している」が6%という結果がある（ツーリズムドマーニ（TURISMODOMANI（注10））が、2003年に、関係市町村、CGILヴェネツィアらの協力を得てヴェネト州東部で実施したインタビュー調査結果による）

なおベビーシッターに関して、国や州、県、コムーネによる資格制度は存在しない。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

6 これまでの制度改革

(1) 問題点

イタリアでは、既に見てきたように、出産・育児に関し母親らにとって有利となる制度が必ずしも少子化対策として始まったわけではなく、社会的弱者対策・貧困対策として行われてきている。

70年代以降少子化傾向が進展した中、当時既に家族手当などの制度はあったが、少子化傾向は長く続いた。明確な理由は不明で、イタリア政府もその理由を明らかにできていないが、この少子化傾向には、次のような理由があるとも考えられる。

下の仮説は相互間にそれぞれ原因と結果の関係にもなっていると考えることもできる。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

6 これまでの制度改革

(1) 問題点

1) 一定の生活水準維持に必要な所得額が増大したことと、出産・育児を負担と考える者が増加したこと

労働している、していないにかかわらず、出産・育児を負担と考える、結婚している女性が増大していると考えられる。

特にこの約30年間のイタリアでの経済成長・賃金/物価上昇に伴い、一定の生活水準を維持するために必要な所得額が増大したため、家族が増えると自分たちを含む家族1人当たりの生活水準が低下するおそれがある出産・育児を選択することに、特に女性の側で回避する性向が増大したと考えられる。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

6 これまでの制度改革

(1) 問題点

2) 女性の職場進出の伸展と、仕事をしながら子育てする環境の悪さ

女性の職場進出が伸展している中で、仕事を持つ女性の場合、仕事をしながら育児をするための環境も出産に影響する。しかし保育所は希望者を全員受け入れる体制にはなっていないなど、出産後の育児には心配があり、出産を躊躇する。

なお、出産休暇など各種休暇についても、労働組合によれば「制度は整備されているものの、実際に利用している労働者はそれほど多くない」といわれ、制度は立派なもの、実態は必ずしも自由にそうした休暇の権利の行使などができない状況にあるとも考えられる。この場合、こうした実態が、出産を抑制する一因となり得る。

また、出産を理由とした不利益取り扱いを事業主が行うことが法令で禁止されているとはいっても、それが本当に守られるかどうかはハッキリしない状況にある可能性がある。こうした場合、現在就労している労働者は、所得を喪失または縮小する可能性があるため、そのようになる可能性を惹起する出産を躊躇することが考えられる。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

6 これまでの制度改革

(1) 問題点

3) キャリア中断による不利益の心配

女性の職場進出が伸展している中で、法令上、出産・育児を理由とする解雇・不利益取り扱いが禁止されていても、事実上の不利益の取り扱いを事業主から受けることが心配であるため、働く女性は、少なくとも労働市場に参入した当初数年間は、出産によるキャリア中断を恐れて、出産を躊躇する。

年功制をとっていないイタリアではあるが一定のキャリアを企業で重ねると、こうした不利益取り扱いを事業主から受ける心配も減少するのか、入社数年してから出産する傾向があると考えられる。このため第1子出産年齢が従前より上昇して、肉体的に第2子以降を出産することに女性が躊躇するようになると考えられる。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

6 これまでの制度改革

(2) 統計調査により明らかとなった問題点

ここで、2002年にイタリア政府統計局（ISTAT）が出生後18～21か月の子をもつ母親を対象に行った調査結果によると、妊娠を理由として6%の女性が解雇され、労働時間と育児時間との都合がつかないので14%が当面労働を断念するとしている。

また、働いている（た）母親の82%が常用雇用（期間を定めない雇用）に就いていたが、期間を定めた雇用（パートタイム）に就いている者が14%、契約を結ばないで雇われている（正当な雇用契約などの契約関係を締結せずに、事業主に労務を提供している者）が4%であった。

なお、2001年に行われた労働力に係る統計の調査では、期間を定めない雇用（パートタイム）に就いている者は、男性労働者全体の91.7%、女性労働者全体の88.1%となっている。

本件の調査対象の働く母親のうち、33.2%がパートタイムで労働していて、これは女性全体のパートタイム労働者比率（16.9%。なお、男性のパートタイム労働者比率は3.5%）より高率となっている。これら母親が働いている職場で見ると、公務員などの公的職場が33.6%であった。

また、持ちたい子の数としての希望は2人強であった。

イタリアの40代の女性の8割は子を少なくとも1人は有しているとされ、少子化の最大の問題は2人目以降の子の出生が抑制されていることにあると考えることもできる。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

6 これまでの制度改革

(3) 最近の制度導入・改革

1) 国による一時金支給制度 ()

少子化の改善、特に第2子以降の子の出産が減少している状況（上記（2）参照）を改めるため、政府は、第2子以降の子を出産した母親に対して、経済的支援として、1,000ユーロを国が支給する制度を、2003年9月30日付けデクレトレッジエで実験的な時限措置として創設した（3（4）参照）。

この制度について、労働組合（CGIL）は、「出産・育児する母親に1,000ユーロ程度支給するのであれば、富裕層には些額すぎて出産・育児のインセンティブにはならないし、低所得層に対しては、出産・育児に係る費用は1,000ユーロ程度では足りない」と批判している。

なお、本措置は時限措置にはなっているものの、マローニ労働社会政策相は、少子化に対して効果があれば、制度は継続したいし、予算さえ許せば第1子出産に関しても一時金の支給を行いたい旨を示唆しており、今後制度が中期的に存続することも十分想定される。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

6 これまでの制度改革

(3) 最近の制度導入・改革

2) 父親休暇制度 ()

イタリア政府は、育児について、2000年3月8日法律第53号で父親休暇を認めた。これにより一定の要件をみたせば、母親労働者の有する出産休暇の権利・制度を大部分父親労働者も利用できるようになったもので、男女の育児共同参画の考え方にとって、1つの到達点となったと考えることもできる。この制度が創設された背景の1つには、少子化の傾向を少しでも縮減したいとの考え方があったであろうし、1996年に欧州委員会がイタリアの女性の夜間労働禁止の国内法などについて、フランスと共にイタリアを欧州裁判所に提訴し、1997年にはイタリアの労働法が男女均等待遇指令違反とする判決を受けるといふ、イタリア政府にとって男女均等問題に関して不本意な事態が招来したことがあって、男女均等法制の整備に積極的になっていたこともあろうかと考えられる。

組合は父親休暇制度の考え方自体は評価しているが、同時に実効性の確保も求めている（取得率の統計はないが低率にとどまっているとも考えられる）。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

6 これまでの制度改革

(3) 最近の制度導入・改革

3) 保育所整備を行う事業主に対する助成 ()

政府は、保育所の整備を推進するため、2003年1月から、職場内に保育所や保育スペースを設置する事業主に対する助成制度を創設した。

制度利用希望企業は、これまでのところ大企業・有名企業・外国企業が多く、イタリア経済の中心で、産業・雇用の支柱をになっている中小企業については未だ少ない。また、利用希望企業に有名企業が多いことも、本当に従業員の福利厚生を向上させるためにそれを行うのか、それとも社会的宣伝（アピール）としてそれを行おうとしているのかは疑問が残る。

しかし、こうした制度を自主的に利用する動きをこうした企業がみせたこと自体、従前の、母親労働者に係る処遇・育児に対する配慮は、そもそも政府がすべきことであって、企業の所掌外であるからあまり関心をよせない、という態度からは変化しているとも考えられ、企業の従業員育児に係る態度も、少し変化する傾向にあるものとも考えられる。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

7 今後の課題

戦前などの過去の経緯や、個人の考え方・人生決定を最重視する立場から、これまで少子化の進展に対して特別な対応を長らく行ってこなかったイタリア政府も、出生率が先進国最低レベルになったここ数年は施策を転向してきている。こうした中、2003年2月にマローニ労働社会政策相が公表した社会福祉白書においては、家族の役割と人口問題の重要性とを強調し、「家族問題」を政策の中心に据え、「出生率低下問題」を解決するとし、この2課題が優先課題であるとしている。これを受けて、2003年9月には国による一時金支給制度を創設し、第2子出生に係る経済的支援（3の（4）参照）が開始された。そして、この施策の成果である、出生率の変遷状況をみながら、時限措置で始まった第2子出生に係る支援の延長も考える、第1子出生に関しても支援措置を行う用意がある、など、イタリア政府は、今後、少子化対策を強化することが想定されている。

最近数年間の統計数値では、少出生率が落ち着きを示してきており、イタリア政府はその動きを注意深く見守っている状況である。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

7 今後の課題

(1) 社会福祉白書

社会福祉白書は、政府・労働社会政策省が、国内における社会福祉の総覧、今後の国としての福祉のあり方についてを、広く国内に紹介・啓蒙するために発行しているものである（毎年発行と決まっているものではない）。直近のものは2003年2月4日発行のものである。

この白書では、イタリアが今後50年以内に日本に次いで（世界で）2番目の老齢国になると警告しており、おおむね次のように事態を分析・今後の施策について記述している。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第3章 イタリア

7 今後の課題

(1) 社会福祉白書

1) 2つの重点施策

a 人口構造の変遷を管理していく

a) 現状認識

国の高齢化の原因は、平均寿命の伸延と、1975年から1985年までの10年間の出生率の減少である。

出生率の低下は1つの原因によるものではない。出産の問題は、勿論一義的には個人の決定に委ねられるが個人の幸福と、家族の幸福は密接に関連していることが近時の調査で判っている。理想の子の数を訊かれると2人以上と答え、これは他の欧州諸国とそれほど変わらない数値なのに、実際の出生数が少ない事実は、どこに理由があるのか、経済的事情か、各種の社会的サービス（保育所など）の有・無か、家族のための時間と自分の労働時間との衝突か、教育システムのせい、若い世代の所得水準が適当でないからなのであろうか。

注目すべきは、一般的傾向として、イタリア人がその人生の前半期において、人生の諸決断を遅らせる傾向にあることである。従前に比べ、子どもが自分の家族から独立するのが遅くなっているし、就労の開始も遅くなっているし、子どもを保有するようになるのも遅くなっている。18～34歳の若者では、親と共に生活している者の数が着実に増加してきており、同世代で結婚している者の数を大きく上廻り、平均結婚年齢の上昇に貢献している。この現象は、若年者に係る、経済的問題、高失業率、住宅問題といった原因だけでは説明できない。

30歳を過ぎても、多くの子は親元に住んでいる。こうした状況下では、イタリアが欧州においてもっとも第1子の出生が高齢となる国の1つであってもおかしくないし、その年齢は上昇している。

親と同居する子の数が多いのは、地域によっても差異があり、南部でそうした者の率が高いが、これは南部の雇用情勢が悪いことが影響している可能性がある。

また、25歳から29歳までの若年者の16%が、そして30歳代の約5%が学業のために親元に残っているが、これは既存の教育制度の効率性を疑わせるし、人的資源のむだでもある。

b 家族問題を政策の中心課題に据える

家族問題に係る公費歳出が（他の分野に対する歳出と比較して）少ないことを考慮し、家族に有利となるサービスを強化する。これは必要なことだが、これだけでは十分でない。家族責任に係る支援のためには、ある部門での政策というよりは、むしろ、さまざまな政策によるいくつもの（政府の施策による）介入があって得られるものである。

家族が社会福祉の中心的プレーヤーであるという点も再認識しておく必要がある。

イタリアの福祉システムの改善も必要である。現在のシステムは、必要があった場合に、公的機関が介入したり、民・公の機関が各種の助成サービスを提供するといったもので、家族関係の維持・強化には不十分である。

a) 貧困と社会阻害

イタリアでは約12%の家族、約13.6%の人々が貧困層に入っている。全部で約800万人、250万家族であり、このうち約3分の2が南部、島嶼部に集中している。貧困はその人が受けた教育に大きく依存していて、中高等教育を受けた者の多い北・中部にはほとんどいない。一方、南部では、初等教育以下の者の約3分の1が貧困層である。一般的にあって貧困は家族の特に子の数に大きく影響され、特に2人から3人のところで増加する。また、高齢者のいる家族では、家族内の高齢者の数が増えれば増えるほど貧困家族の割合が増大している。

b) 税制

ヨーロッパの他国の施策では、一般に子の有無・子の数によって、所得が同じでも差異を設けているが、イタリアは無視している。

例として、名目年間所得が30,000ユーロで2人の子を有する家族と、子の無い夫婦の直接税額の差は、2001年の時点で、フランスでは3,000ユーロ強、ドイツでは6,000ユーロ強であったが、イタリアでは500ユーロであった。

このため、子の養育負担の大きい家族とそうでない家族との間で、税制上の取り扱いに差を設ける必要があるだろう。

c) 子1人にかかる養育経費

第1子については、試算によれば、子を持つのに従前の所得と比して、18%から45%の所得増が必要と考えられる。25%平均と考えて、この金額はイタリアの平均的家庭にとっては、毎月500～800ユーロと考えられる。

第2子と第3子についていうと、第2子を持つのに17%から30%の所得増が必要と考えられ、第3子を持つのに18%から35%の所得増が必要と考えられる。

d) 所得移転

所得移転については、現在のイタリア制度は非常に捻れたものになっている。多くの改変を経てきた核家族手当についていうと、1976年に同手当の受給者は、約800万人であった。そしてそれが扶養している家族の員数は、1750万人であった。その内、被用労働者は73%、年金受給者は22%であった。この制度で、18歳未満の子の87%を支援していた。

その後25年間で核家族手当の支給額は4倍となり、一方、年金支給の金額は12倍となった。

e) 保育サービス

保育サービスについて、直近の10年間で、公的保育所が増加せず、一方、私的保育所が保育所全体の7%から20%にまで増加したことを強調しなければならない。しかし、イタリアでの保育所利用率は、中・北ヨーロッパ諸国で30～40%となっているのに比して7%と、欧州でもっとも低い率の国になっている。最近の調査で、保育所費用が、多かれ少なかれ、育児関連各種サービスや、母親労働者の労働に係る選択に影響を与えることが判ってきている。経済的事情のほかに、保育サービス制度に問題があるのかもしれない、例えば開園時間帯に問題があるのか、保育所の従業員に問題があるのか。

育児のための社会政策と、女性労働者に係る政策では、保育サービスのコストを削減すべきだし、民営であれ公営であれ保育サービスは拡大すべきだし、開所時間も、より柔軟なものにすべきである。

政府は、2002年財務法で、5000万ユーロを保育所の整備に投入し、その後、2003年財務法では、1つの「回転式基金」(uno fondo di rotazione: 後日、受給企業に返還させるもの)を導入したが、これは職場での保育所の設置に対して助成・促進するものであった(注12)。

f) 職場と家庭の調和対策

母親になることは、依然として労働の見地からはネガティブなものとして受け取られているのが現状である。生産効率を低下させるという考え方—この考え方自体、家族が社会にとって重要であるということ—を軽視している企業文化につながっている—である。この考え方に対しては、現状の、パートタイム労働の態様、休暇・休職期間の長さが適切かどうかを検証する必要があるだろう。また、それがもし適切でないとしたら、労働時間の柔軟化を進めることで、母性保護に係る大きな改善になるか検討しなければならない。また休業期間中に訓練・職業能力再開発(riqualificazione)の課程を受けることができるようにすることによって母親が労働に復帰するインセンティブを授与する必要もあるだろう。また、労働時間貯蓄("banche del Tempo") (制度) についても、検討すべきである。

最近の調査結果では、第1子を出産した女性が労働に復帰する際に最も支障が大きいのが、中・高等教育を受けている女性であることが判明した。労働規範をもう一度、家族の立場から、そして仕事と育児をより調和させ、職場復帰にもより符合するように考え直さなければならない。

社会認識の高い企業をモデルにして、実験的プログラムを行うのも良いだろう。

政府は、ソーシャルパートナー(労使)や各種団体と協力しつつ、労働時間の柔軟化及び雇用の保護に関して、バランスのとれた調和をもたらすために、どういう施策が考えられるかについて、議論する場を設ける準備がある。この問題については、ソーシャルパートナーが、過去の自らの経験を基に、協力するよう働きかける。

g) 住宅政策

過去20年間で、国内の住宅資産は増大し、持ち家者の割合が上昇した。しかし依然として住宅に困っている人たちがいる。若い夫婦が最初の住宅を取得することを容易にする全国レベルの計画は存在していなかったことから、政府は、2003年の予算で、若い夫婦、容易に住宅を取得することなどができるようにするための融資に便宜を与えることを計画した。